

令和6年度 舞鶴市育英資金について

舞鶴市では、学校等に在学し、かつ、経済的理由により修学困難な人に対して修学に必要な学資金（以下「育英資金」という。）を支給し、もって有用な人材を育成していきます。

【学校等の種類】

- ◆学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専修学校の専門課程
- ◆職業能力開発促進法に規定する職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校

【申込みの条件】

- ◆上記の学校に進学し、人物に優れ、向学心にあふれ、経済的理由により修学が困難な人。
 - ◆支給の対象となる生徒・学生の保護者が、交付を申請する日の6ヶ月前から引き続き舞鶴市に住所を有すること。
- ※京都府高校生給付型奨学金の受給対象者は、育英資金のうち修学支援金、奨学金、及び高等学校等の入学支度金の支給対象外となります。（市町村民税非課税でひとり親世帯、児童世帯、障害者世帯、長期療養者世帯）

【経済的要件】（支給対象年度の課税状況〔前年中の所得〕に基づきます）

・修学支援金 ・奨学金	市町村民税非課税世帯（生活保護世帯を除く。）	
通学費補助金	・市町村民税非課税世帯（生活保護世帯を除く。） ・世帯の所得が生活保護基準の100分の130以下の世帯（以下、低所得世帯という。）	
入学支度金 （新一年生のみ）	高等学校等	市町村民税非課税世帯（生活保護世帯を除く。）
	大学・ 専修学校等	・市町村民税非課税世帯 ・低所得世帯

※低所得世帯の所得基準

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯
2, 731	3, 143	3, 645	3, 974	4, 303	4, 632	4, 961

世帯の所得・・・同一世帯内の有所得者の前年中の所得の合計

（単位：千円）

【育英資金の種類と支給額】

○ 修学支援金（高等学校等）〔修学に必要な学用品等〕

国公立	高等学校等（通信制を除く） ※特別支援学校高等部は専攻科を除く ※高等専門学校は1年～3年のみ	年額 60, 000円	※国や京都府の同種の奨学金等との併給調整を行います。
	通信制		
私立	全日制・定時制	年額 60, 000円	※国や京都府の同種の奨学金等との併給調整を行います。
	通信制		

○ 奨学金（高等学校等）〔修学に必要な経費〕

・高等専門学校 4～5年 ・特別支援学校高等部専攻科	年額 192, 000円	※国や京都府の同種の奨学金等との併給調整を行います。
京都府内の私立高校 4～5年	年額 396, 000円	
京都府外の私立高校	全日制	
	定時制	
	年額 277, 200円以内	
	年額 169, 200円以内	

○ 通学費補助金（高等学校等）[通学に必要な経費]

対象区分	支給額
高等学校等 ※高等専門学校専攻科と専修学校高等課程は対象外	通学定期運賃（通信制の場合は所要額）・ スクールバス経費の1/2以内

○ 入学支度金（高等学校等、大学等、専修学校専門課程）[入学に必要な経費]

対象区分			支給額
高等学校等 ※特別支援学校高等部専攻科 及び高等専門学校専攻科 を除く	国公立	※通信制を除く	63,000円
	私立	全日制	178,000円
		定時制	137,000円
	通信制		45,000円
大学等 ※高等専門学校専攻科を含む	国公立	・生活保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付を受ける世帯（以下、支援給付世帯という。） ・市町村民税非課税世帯	100,000円
		低所得世帯	50,000円
	私立	生活保護世帯、支援給付世帯、市町村民税非課税世帯	200,000円
		低所得世帯	100,000円
専修学校専門課程 ※高等課程は対象外	生活保護世帯、支援給付世帯、市町村民税非課税世帯		100,000円
	低所得世帯		50,000円

【育英資金の申請手続き】

- ◆市役所（西支所、加佐分室含む）にて申請用紙を受け取るか、舞鶴市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、次の書類を添付して4月以降に舞鶴市教育委員会学校教育課へ提出して下さい。

<添付書類>	大学・専修学校等の入学支度金を申請する場合 舞鶴市以外で市町村民税が課税されている場合	在学証明書（学生証写し可）※高校等は不要 市町村民税課税（非課税）証明書
--------	--	---

- ◆高等学校等の申請（修学支援金、奨学金、通学費補助金）は年度毎に必要です。前年度の支給決定者へは、卒業される場合を除き、毎年4月以降に郵送にて継続申請をご案内します。

【申請書類の提出期限】

大学・専修学校等の入学支度金	6月28日（金）
修学支援金、奨学金、通学費補助金、高等学校等の入学支度金	10月31日（木）

※上記期限を過ぎて提出された場合は支給しません。決定通知書は以下の支給予定日直前に送付します。

【育英資金の支給（口座振込）】

大学・専修学校等の入学支度金	8月中旬
修学支援金、奨学金、通学費補助金（※）、高等学校等の入学支度金	12月下旬

※通学費補助金のうち、東舞鶴高校スクールバス分は、料金の支払証明（領収書コピー等）の提出を年度末に郵送にて申請者へ依頼します。通信制高校に係るスクーリング分は年度末に学校へ通学回数を照会します。それぞれ実績に基づき翌年度4月下旬から5月の支給となります。

【その他】

- ◆住所・氏名の変更や休・退学、生活保護受給等があった場合は、速やかに異動報告書を提出して下さい。
- ◆高校生給付型奨学金や奨学のための給付金、母子家庭奨学金等、育英資金と同種と認められるものについては併給調査を実施し、それらの給付がある場合は、当該金額を減額して支給します。
- ◆世帯の所得状況や生活保護受給状況、高等学校等の修学状況等について調査・照会します。